

生徒指導部から

1 指導方針

- (1) 生徒が安全で充実した学校生活を送るための学校づくりに努める。
- (2) 生徒会活動を通して生徒の自主性を発揮させ、学校の活性化に努める。

2 生徒心得

学校として秩序を保つため、次の点に留意し有意義な学校生活を送ること。

(1) あいさつ

登下校時には、先生や生徒に明るくあいさつを交わすよう努めること。

(2) 登校・下校

- ① 通学の服装に規定はないが、学習の場にふさわしくない服装は慎むこと。
- ② 交通安全を心がけ、無免許運転等の社会的信用をなくす行為は絶対にしない。
- ③ 授業が終わったら、部活動に参加する生徒以外は速やかに下校すること。
- ④ 駅やバス停など、公共の場所でのマナーをきちんと守ること。

(3) 自動車・バイク・自転車通学

自動車・二輪車・原動機付自転車・自転車での通学を希望する生徒は、事前に生徒指導部へ申し出て許可を受ける必要がある。許可証の発行には、①使用する車両に応じた運転免許証の写し、②対人賠償無制限の任意保険証書の写しが必要となる。許可証が発行された生徒は交通法規を遵守し、校内では静音・徐行運転をすること。暴走行為等については特別指導の対象とする。また、違法改造車両については乗り入れを禁止する。

(4) 学校敷地内全面禁煙

未成年者の喫煙は、未成年者喫煙禁止法により禁止されている。成人においても、学校の敷地内に喫煙場所はない。喫煙の事実だけでなく、喫煙具を所持していた場合についても、喫煙の有無に関わらず指導の対象とする。

(5) 教室整美

教室内をいつも清潔に保ち、常に授業が受けられる状態にしておくこと。机・イス等については、丁寧に扱うこと。故意に学校内の器物を破損させた場合については、特別指導の対象とする。上履きは学校指定のスリッパを使用すること。土足での校舎内立入りやスリッパでの外出は禁止とする。

(6) 貴重品等の管理

貴重品は常に身につけておくこと。やむを得ず目の届かない場所に置く際は、自己の責任においてきちんと管理すること。

(7) 特別指導

- ① ルールを守らない者や教員の指示に従わない者に特別指導を行うことがある。
- ② 県立高等学校において行う懲戒には、訓告・停学・退学がある。
- ③ いじめ・暴力行為・反社会的集団との関わり等については特に厳しく対処する。

本校定時制の生徒であることを絶えず自覚し、常に良識ある行動を心がけること。